

氏名(本籍)	かわしまひろいち 川島宏一(茨城県)
学位の種類	博士(社会工学)
学位記番号	博甲第5541号
学位授与年月日	平成22年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	システム情報工学研究科
学位論文題目	民間提案による「新しい公共空間」の創出を目指した制度設計の枠組みに関する研究
主査	筑波大学准教授 Ph. D. in Regional Science 有田智一
副査	筑波大学教授 工学博士 大村謙二郎
副査	筑波大学教授 工学博士 糸井川栄一
副査	筑波大学教授 学術博士 大澤義明
副査	筑波大学講師 博士(工学) 藤井さやか

## 論文の内容の要旨

近年、人々が公共に期待するサービス領域は拡大しているが、逼迫した財政状況下において行政が実際に提供できるサービス領域との乖離が拡大している。一方で、企業や市民社会組織等が行政とともにこの乖離領域を支える動きが活発化しており、行政・企業・市民社会組織といった多面的な主体の協働によって担われる新しい公共空間の構築を多くの地方政府が模索している。本研究の目的は、公共サービス提供のあり方に関する知識交流を行政・企業・市民社会組織の間において促進することが有効であることを検証し、民間提案に基づく新しい公共空間の創出を目指した制度を地方政府が設計する際の制度の枠組みや課題を提示することによって、我が国における多面的主体による新しい公共空間の創出に係る議論の進化に寄与することを目的としている。

論文は全体で第1章の研究の背景・目的、第6章の結論を含めて、全体で6章よりなっている。第2章は本研究で分析対象とする佐賀県の協働化テストの制度概要の記述である。第3章は公共サービス提供のあり方に関する知識交流の意義についての佐賀県の事例に基づく分析結果に関する論述である。第4章、第5章は、佐賀県の事例及び全国の都道府県への調査結果に基づいた、民間提案に基づく新しい公共空間の創出を目指した制度を地方政府が設計する際の制度の枠組みと課題についての論述である。

以下、本研究の主要部分の要旨を述べる。

第2章では、既存の制度にはない新たな民間提案型の公共サービス改革の制度として、全国に先駆けて佐賀県で導入された「協働化テスト」の制度の概要、手続きと運用実態について詳述している。

第3章では、佐賀県協働化テストの運用実態の個別データに基づき、官民間での知識交流の意義について検証を行っている。まず、個々の公共サービスの担い手を民間に委ねることが可能かどうか等に係る行政と民間の間に情報認識のギャップが存在し、知識交流によってその情報の非対称性が解消されることを検証し、情報の非対称性を前提とした知識交流促進のための制度設計の意義を示している。次に、官民間の情報の非対称性を解消する要因と、公共サービスの担い手の変化の実現との関係性について明らかにしている。更に、

新たな事業協力関係が市民社会組織との間に創出されるケースをとりあげ、その要因と意義について事例分析に基づき明らかにしている。

第4章では、官民間での知識交流を促進する制度設計の枠組みのあり方に関して、制度の目標設定、情報の非対称性解消と新規アイデア創出に資する知識交流プロセス、行政組織における意思決定手続き、関係主体に対するインセンティブ提示、の4分野に基づく詳細な課題の分析結果を提示している。

第5章では、全国の都道府県における同趣旨の制度の導入・運用状況について、アンケートデータや各種の行政開示データに基づき分析し、佐賀県の事例分析に基づく第4章の結果と比較考察し、第4章の視点に加えて制度全体のモニタリング等に関する課題を指摘している。

## 審査の結果の要旨

本研究は、公共サービス改革の制度導入・運用の面で全国における最も先進的な自治体として知られる佐賀県の「協働化テスト」を対象として、その運用実態と効果を分析したものである。これまで未開拓の分野における実証研究として高く評価できる。特に次の点が本研究の大きな貢献といえる。

1. 本研究が提示している官民間の知識交流促進による情報の非対称性解消過程という視点は、従来までの公民協働（Public-Private-Partnership）に係る情報の非対称性や不完備契約等に関する既往研究の議論にはない新規性がある点。
2. 本研究の実証分析は、長期間にわたって佐賀県の制度運用の実務現場に携わることによってしか得られない貴重な情報を独自に調査収集して得られたオリジナルデータに基づいている点。
3. 今後の地方政府における公共サービス改革に関する制度設計に関して、関係者に対するインセンティブメカニズム等の考察等を踏まえた説得力ある視点を提示した点。

佐賀県の制度の実証研究の内容について、制度効果の検証に関する論点等に関連して残された課題もあるが、本研究はその点に係る議論も提示しており、全体として学術的な独創性、社会的な有用性を兼ね備えた研究であり、学位論文として十分な内容をもつと判定する。

よって、著者は博士（社会工学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。